

# 八王子市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）運営要綱

平成18年4月1日施行

改正 平成19年7月1日 平成21年12月1日 平成22年4月1日 平成22年10月1日  
平成23年7月1日 平成23年12月1日 平成24年5月1日 平成25年5月1日  
平成25年8月26日 平成28年4月1日

## 第1 趣旨

この要綱は、要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童（児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）及びその保護者または特定妊婦（児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。）への適切な支援を図るため、八王子市子ども家庭支援センター条例（平成16年八王子市条例第27号。以下「条例」という。）第4条、八王子市子ども家庭支援センター条例施行規則（平成16年八王子市規則第53号。以下「規則」という。）第2条から第6条まで及び第11条に規定する要保護児童対策地域協議会としての八王子市子ども家庭支援ネットワーク（以下「支援ネットワーク」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## 第2 所掌事項

支援ネットワークは、法第25条の2第2項に基づき、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関し協議する。

2 前項に規定する要保護児童等に関する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 虐待に関する情報
- (2) 遺棄・迷子に関する情報
- (3) 養護に関する情報
- (4) 障害に関する情報
- (5) 非行に関する情報
- (6) 育成に関する情報
- (7) 保健・医療に関する情報
- (8) その他児童の適切な保護及び支援のために必要な情報

3 支援ネットワークは、法第25条の2第2項に規定する事業を行うほか、規則第2条第2項第3号の規定に基づき次の各号に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 関係機関の連携及び協力の推進に関する協議。
- (2) 児童虐待防止のための広報・啓発に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項。

## 第3 委員

支援ネットワークは規則第2条第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる八王子市関係機関又は別表第2に掲げる外部関係機関若しくは児童福祉に関連する職務に従事する者をもって構成する。

2 委員の任期は、前項別表第1又は別表第2に掲げる機関等に在籍し各機関から推薦を受けた期間、又は2年とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。また委員は再任を妨げな

い。

#### 第4 要保護児童対策調整機関の事業

条例第4条第3項に規定する要保護児童対策調整機関の事業は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援ネットワークの協議事項案の作成、その他会議開催の準備に関すること。
- (2) 支援ネットワークの議事運営に関すること。
- (3) 支援ネットワークに係る資料の保管に関すること。
- (4) 関係機関等からの要保護児童等に関する資料又は情報の収集、意見の聴取並びに支援の実施状況の把握に関すること。
- (5) (4)により把握した要保護児童等に関する資料又は情報の収集、意見の聴取並びに支援の実施状況に基づく、関係機関等との連絡調整に関すること（関係者会議における事例の再検討を含む）。

#### 第5 代表者会議

子ども家庭支援ネットワーク代表者会議（以下「代表者会議」という。）は、規則第3条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 実務者会議及び地域ブロック会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (2) 支援ネットワークの年間活動方針に関すること。
- (3) その他支援ネットワークの設置目的を達成するために必要な事項。

#### 第6 実務者会議

子ども家庭支援ネットワーク実務者会議（以下「実務者会議」という。）は、規則第4条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。
- (2) 要保護児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (4) 要保護児童等対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 支援ネットワークの年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項。

#### 第7 地域ブロック会議

地域ブロック子ども家庭支援ネットワーク会議（以下「地域ブロック会議」という。）は、規則第5条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域ブロック内の児童福祉に関連する機関又は個人の連携に関すること。
- (2) 地域ブロック内の児童虐待に関する情報交換に関すること。
- (3) 地域ブロック内の要保護児童等の実態把握に関すること。
- (4) その他地域ブロック会議の設置目的を達成するために必要な事項。

2 地域ブロック内のすべてのケースについての進行管理等は、中学校区ごとの分科会で行う。

#### 第8 関係者会議

関係者会議は、規則第6条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童等の状況把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の要保護児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。

- (3) 個別の要保護児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについて担当者間の共通認識の確保に関する事。
- (4) 個別の要保護児童等の主担当機関及び担当者の決定に関する事。
- (5) 個別の要保護児童等に係る援助及び支援方針の検討に関する事。
- (6) その他関係者会議の目的を達成するために必要な事項。

## 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、支援ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、支援ネットワークの会長が代表者会議に諮って定める。

## 第10 附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年12月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年12月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年8月26日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

八王子市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）構成員

別表第1

| 八王子市関係機関 | 機関名             | 法第25条の5 |
|----------|-----------------|---------|
| 児童福祉関係   | 八王子市子ども家庭部      | 第1号     |
|          | 八王子市子ども家庭支援センター | 第1号     |
|          | 八王子市立保育所        | 第1号     |
|          | 八王子市立児童館        | 第1号     |
|          | 八王子市立学童保育所      | 第1号     |
|          | 八王子市福祉部         | 第1号     |
|          | 八王子市福祉事務所       | 第1号     |
| 保健医療関係   | 八王子市保健所         | 第1号     |
|          | 東浅川保健福祉センター     | 第1号     |
|          | 南大沢保健福祉センター     | 第1号     |
|          | 大横保健福祉センター      | 第1号     |
| 市民活動関係   | 八王子市男女共同参画課     | 第1号     |
| 教育関係     | 八王子市学校教育部指導課    | 第1号     |
|          | 八王子市学校教育部教育支援課  | 第1号     |
|          | 八王子市立中学校        | 第1号     |
|          | 八王子市立小学校        | 第1号     |

別表第2

| 外部関係機関等 | 機関名等              | 法第25条の5 |
|---------|-------------------|---------|
| 児童福祉関係  | 東京都八王子児童相談所       | 第1号     |
|         | 八王子市主任児童委員・民生児童委員 | 第3号     |
|         | 八王子市内私立保育園        | 第2号     |
|         | 八王子市内認証保育所        | 第3号     |
|         | 八王子市内小規模保育所       | 第3号     |
|         | 八王子市内事業所内保育所      | 第3号     |
|         | 八王子市内認定こども園       | 第3号     |
|         | 八王子市内家庭福祉員        | 第3号     |
|         | 八王子市内児童養護施設       | 第2号     |
|         | 八王子市内障害児療育機関      | 第2号     |

|         |                        |     |
|---------|------------------------|-----|
| 保健医療関係  | 八王子市医師会                | 第2号 |
|         | 八南歯科医師会                | 第2号 |
|         | 八南助産師会                 | 第2号 |
|         | 東京医科大学八王子医療センター        | 第2号 |
|         | 東海大学医学部附属八王子病院         | 第2号 |
|         | 医療法人社団永生会南多摩病院         | 第2号 |
|         | 島田療育センターはちおうじ          | 第2号 |
| 教育関係    | 八王子市内私立幼稚園             | 第2号 |
|         | 八王子市内都立高等学校            | 第1号 |
|         | 八王子市内私立高等学校            | 第2号 |
|         | 八王子市内都立特別支援学校          | 第1号 |
| 警察・司法関係 | 警視庁八王子警察署              | 第1号 |
|         | 警視庁高尾警察署               | 第1号 |
|         | 警視庁南大沢警察署              | 第1号 |
|         | 警視庁八王子少年センター           | 第1号 |
|         | 東京法務局八王子支局             | 第1号 |
|         | 八王子地区人権擁護委員会           | 第3号 |
|         | 八王子地区保護司会              | 第3号 |
|         | 弁護士（八王子市長が指定する者）       | 第3号 |
| その他     | 大学教授（八王子市長が指定する者）      | 第3号 |
|         | 特定非営利活動法人東京養育家庭の会みどり支部 | 第2号 |
|         | 母子生活支援施設               | 第2号 |
|         | 市長が認める者                | 第3号 |